

家畜伝染病予防法が改正されました。

アフリカ豚熱(旧アフリカ豚コレラ)は現在日本では発生していませんが、国内への侵入に備えるため、家畜伝染病予防法が改正され、2月5日から施行されました。

【今回の改正の概要】

○法律上の名称の変更

「豚コレラ」及び「アフリカ豚コレラ」の名称が、それぞれ「豚熱」、「アフリカ豚熱」に変更されました。

なお、「CSF」及び「ASF」は、略称として引き続き使用されます。これに伴い、当所が発行している家畜衛生情報では、今後、「CSF(豚熱)」、「ASF(アフリカ豚熱)」と表記します。

○アフリカ豚熱発生時の予防的殺処分の実施

「予防的殺処分」は、通常の防疫対策だけではまん延を防止できないと判断された場合に、一定の区域内にいる健康な家畜も殺処分します。

家畜(豚・いのしし)や野生動物でアフリカ豚熱が確認された時は、発見地点から半径500m~3kmの区域で指定地域を設定して、予防的殺処分を行うことが可能となりました。

同様の予防的殺処分は、これまでは牛・豚等の口蹄疫だけが対象でした。

○野生動物でアフリカ豚熱が確認された場合の対応

野生動物の検査でアフリカ豚熱の感染が確認されると、感染確認地点から半径10kmの区域が移動制限区域に設定され、家畜や物品の移動が禁止されます。

【今後の予定】

今回の改正に続いて、さらに、アフリカ豚熱の水際対策として①海外からの違法な肉製品・畜産物の持ち込みに対する罰金の引き上げ、②旅行者の手荷物を検査する家畜防疫官の権限強化、③発生時に届出をしなかった農家に対する罰金の引き上げなどについても検討されています。